

橋本商工会議所青年部事業

＜キッチンカー使用者の募集＞

1 目的

橋本商工会議所青年部や橋本市特産物のPRを兼ねて、飲食店開業や販路拡大を希望する者が、橋本商工会議所青年部が整備したキッチンカーを使用し、起業・販路拡大の契機を創出する。

2 対象者

下記の条件のいずれかを満たす者

- ① 将来的に起業し、独立の計画を有する者
- ② キッチンカーにおいて橋本市特産物を使用する者
- ③ 橋本商工会議所青年部で実施するイベント等に可能な限り参加できる者

3 使用期間

1日～1年間（最低1日、最大1年の間で、ご希望の期間を申し出ください）

※8月頃に車検・点検があるため、橋本商工会議所青年部から連絡があり次第、対応できるようにすること

使用期間終了から約5営業日程、メンテナンスのため使用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また使用期間終了の5営業日前までに、使用開始時の状態に戻した上で、返却してください。

4 募集人数

1名（もしくは1グループ）

5 設備等維持費

3,000円/日もしくは50,000円/月 キッチンカーの設備等維持管理のために使用します。

日割り・月割り計算のどちらかの支払方法を選んでいただきます。

※使用後のキッチンカーを運用するに当たって必要となる経費は使用者の自己負担とします。

6 調理設備

冷蔵庫、貯水タンク、発電機等

新規に設備を導入される場合は、全額自己負担で、返却時に原状回復できる場合のみ可能です。

返却時に清掃状態等により、原状回復に係る費用が発生する場合がございますので、あらかじめご了承ください。（事前に調理設備を現地で確認したい場合は、事務局までご連絡ください。）

※発電機は、キッチンカーの冷蔵庫、給水ポンプ、照明等に使用する電力分しか賄えませんので、調理に当たり、追加で電気機器等使用される場合は、ご自身で電源をご用意ください。

7 応募方法について

- (1) 提出書類
- ・キッチンカー使用事業申請書・事業計画書
 - ・運転免許証のコピー

※提出書類は、橋本商工会館 4 階窓口にて配布

又は、橋本商工会議所 HP にてダウンロードできます。

※使用申込期間は、申込書提出から半年以内であることとします。

- (2) 提出方法 提出書類を (3) 提出先 まで持参、もしくは郵送にて提出すること。

- (3) 提出先 〒648-0073 和歌山県橋本市市脇 1 丁目 3 番 18 号 橋本商工会館 4 階
橋本商工会議所青年部事務局

8 使用者の決定方法

橋本商工会議所青年部において、書類審査の上、面談を実施し決定する。

9 応募手続き

受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

10 設備等維持費の返金等について

キッチンカー設備等維持費を支払った後、使用開始前にキッチンカーの異常等により希望していた使用日にキッチンカーを使えなくなった場合は、支払った設備維持費を返金します。ただし、返金の振込手数料は使用者側負担とします。また、その際に起こる他の損害についてすべて使用者側負担とします

11 問合せ先

橋本商工会議所 青年部担当 9時00分～17時30分（土・日・祝除く）

住 所：〒648-0073 和歌山県橋本市市脇 1 丁目 3 番 18 号 橋本商工会館 4 階

T E L：0736-32-0004

12 その他

この要項に定めのない事項については、「移動販売車の使用に関する規則」に基づき実施する。不明な点がある場合は、11 問合せ先まで事前に相談をすること。

キッチンカー乗車時に、お車でお越しの場合は、商工会館駐車場に車を停めてください。